

次の書類等を、**本籍地（住民票の場合は住所地）市区町村**へ送付してください。

□ **交付申請書**（この表面）

交付申請から2週間以内に、住所の異動・戸籍の届出をされた方は、申請書の余白等にその旨（新・旧住所、いつどんな届出をどの市区町村へしたか）を記入してください。

□ **交付手数料**

ゆうちょ銀行（郵便局）の窓口で、定額小為替又は普通為替を購入してください。また、現金書留の利用も可能ですが、十分に金額を確認してからご利用ください。

□ **返信用封筒**

切手を添付し、返信先住所を記入してください。返信先住所は、本人確認書類に記載のある住所（＝住民票のある場所）とします。

□ **運転免許証など、住所の記載がある顔写真付きの官公署発行の証明書のコピー**

□ 上記の顔写真付き証明書をお持ちでない場合は、住所の記載がある健康保険証・介護保険証等の官公署・公共機関が発行した書類のコピーを同封してください。

□ 現在の住所（＝返信用封筒の返信先）が分かるようにコピーをお願いします。

□ 証明書の有効期限が経過している場合は、発行元で更新を受けてください。

□ **その他、添付が必要な書類**

□ 本人からの委任を受けた者が交付申請を行う場合は、本人の委任状（本人が自署・押印したもの）の添付が必要になります。

□ 第三者が交付申請を行う場合は、該当の方との関係がわかる書類のコピーの添付が必要になります。（例：債権債務関係がわかる契約書など）

□ 相続等により除籍・改製原戸籍の交付申請を行う場合、前後の戸籍をお持ちの方は、そのコピーを同封してください。

□ 直系血族の方からの請求であっても、続柄の確認のため戸籍・除籍のコピーを同封いただく場合があります。

< 交付申請に際してのお願い >

□ 交付申請書の不備・添付書類の不足等がありますと、交付申請書に記載していただいた電話番号に連絡させていただいております。その上で、記載内容の確認ができない・不足書類の送付がない場合、各種証明書を交付できず申請書類等を返送させていただくことがあります。必ず昼間に連絡のつく電話番号をご記入くださるよう、ご協力をお願いします。

□ 申請書類等を送付してから概ね1週間程度で、証明書が申請者の住所に届く見込みです。お急ぎの場合は、往復ともに速達扱いとしてください。（返信用の切手を追加してください。）